

# 沼津市富士山火山避難計画

令和8年3月

沼津市

<b>第1章 総則</b>	
第1節 計画の基本的事項	1
第2節 溶岩流流下パターン	5
第3節 避難対象エリアと噴火警戒レベル	6
第4節 噴火シナリオ	11
<b>第2章 事前対策</b>	
第1節 防災体制	13
第2節 避難のための事前対策	13
第3節 情報収集・伝達体制	14
第4節 避難促進施設	18
第5節 在宅の避難行動要支援者への避難支援	19
第6節 学校・児童関連施設の避難対策	19
第7節 防災啓発と訓練	20
<b>第3章 避難対策</b>	
第1節 避難の基本的な考え方	22
第2節 避難指示の発令	22
第3節 避難所の開設及び避難誘導	23
第4節 避難手段及び避難経路	24
第5節 災害対策基本法に基づく警戒区域	24
第6節 交通規制	25
第7節 避難路等の堆積物の除去	25
第8節 広域避難	25
<b>第4章 避難後の対応</b>	
第1節 避難所の運営	27
第2節 避難所の移転	27
第3節 避難の長期化に備えた対策	27
第4節 被災者への住宅供給	27
第5節 警戒区域・避難指示の解除等	28

## 第1章 総則

### 第1節 計画の基本的事項

#### 1 避難計画の策定経緯

富士山における火山防災対策は、平成12年10月から平成13年5月にかけて、深部低周波地震が多発するなど、活火山であることが再認識されたことを契機として、平成13年に富士山火山防災協議会（関係都県、地元市町村及び関係省庁が参加、事務局は内閣府等）が設置され、協議会内の富士山ハザードマップ検討委員会により、富士山の噴火現象による影響範囲と対策についての報告書が作成された。その後、富士山火山広域防災対策検討会（学識者、関係都県、関係省庁が参加、事務局は内閣府等）で、より具体的に富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。

平成17年には、静岡県（9市町）と山梨県（7市町村）の16市町村が、県域を越えて富士山火山災害に備えるために「環富士山火山防災連絡会」を設立し、総会と協議会を毎年開催している。

平成23年12月には、国の防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことから、富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、内閣府（防災担当）、国土交通省、気象庁、火山専門家、三県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村など58機関が参加する「富士山火山防災対策協議会」（以下「協議会」という。）を、平成24年6月8日に設立した。

協議会では、平成26年2月に「富士山火山広域避難計画」（以下「広域避難計画」という。）を取りまとめたが、平成16年に富士山ハザードマップが作成されて以降、様々な研究により富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認され、実績火口の位置や噴出物の量に関して被害想定を見直す必要性が高まったことから、令和3年3月に新たな富士山火山ハザードマップ（改訂版）を公表した。

続けて、新たな被害想定に対応するため、令和5年3月に広域避難計画を「富士山火山避難基本計画」（以下「基本計画」という。）と改称した上で、噴火現象の特性に応じた避難対策や、不確実性の高い火山災害においても可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮しつつ、『いのちを守る』避難を最優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮するための基本となる避難方針をまとめたものとして改定した。

この協議会が策定した基本計画に基づき、本市では、「沼津市富士山火山避難計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

#### 2 計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、平時に実施する事前対策や噴火警戒レベルが引き上がった場合に実施する避難対策、避難後の対応について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を、富士山噴火による災害から保護することを目的とする。

### 3 計画の位置付け

本計画は、基本計画及び沼津市地域防災計画に基づき、富士山火山災害に係る市民等の避難対策の基本的な考え方を示したものである。

今後新たな知見や課題が明らかになった場合には、必要に応じ計画の修正や充実を図る。

### 4 不確実性を踏まえた避難体制

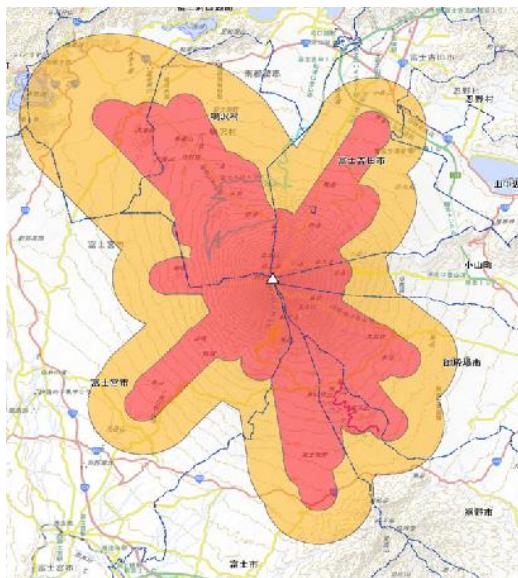
火山災害は、予兆から噴火まで長時間となる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定される。また、噴火後、数時間で沈静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できない。

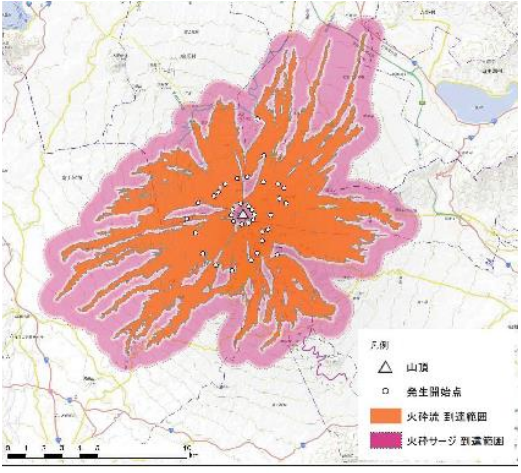
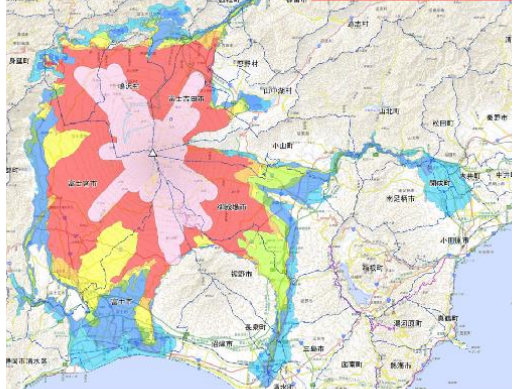
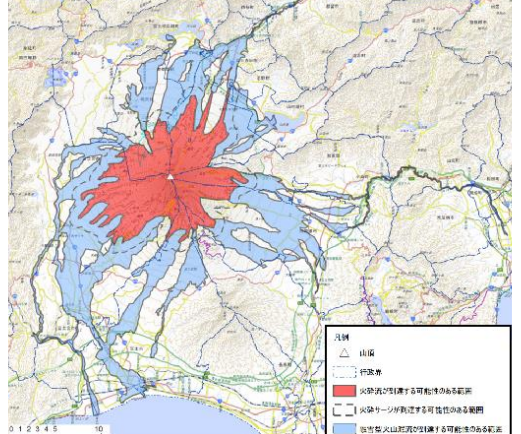
このため、本計画では最も速やかに避難できる手段を採用する一方、避難先の選定に当たっては、避難が必要となる住民の生活基盤維持や一時帰宅が過度な負担とならないよう配慮する。

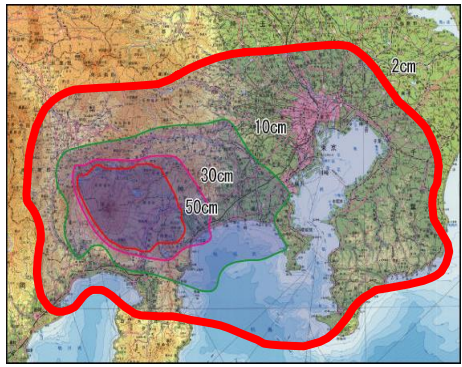
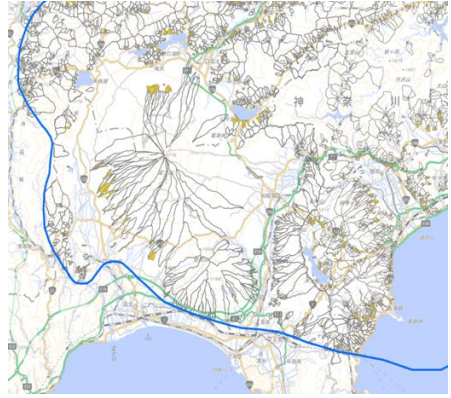
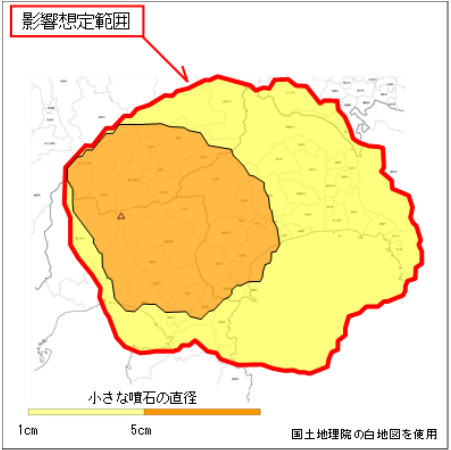
### 5 対象とする噴火現象

基本計画では、火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流及び小さな噴石について、影響が想定される範囲である「影響想定範囲」と、避難を要する範囲である「避難対象エリア」をそれぞれ設定している。その噴火現象の特徴や想定影響範囲は表1のとおりである。

表1 噴火現象

噴火現象	定義・特徴・危険性等	影響想定範囲
(1)火口形成	<p>火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊等が噴出する穴あるいは割れ目である。</p> <p>噴火中の火口又はそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、ハザードマップで示された想定火口範囲のどこに火口ができるか事前に特定はできない。</p>	
(2)大きな噴石	<p>大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの固形物のうち、概ね20~30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。</p> <p>大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもある。</p>	

<p>(3)火砕流 (火砕サージ)</p>	<p>火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって高速で山体を流下する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる噴火現象である。また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。</p> <p>火砕流等に巻き込まれると生命の危険があるが、その流下速度は時速数十 km から百数十 km と高速であり、発生後に流下コースから避難することは不可能である。</p>	
<p>(4)溶岩流</p>	<p>溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、進路にある森林、田畑、建物等は埋没又は焼失する。流下速度や堆積する厚さは、マグマの物性や噴出率等によって大きく変化する。</p> <p>溶岩流は生命への危険性は高いものの、流下速度は比較的遅い。</p>	
<p>(5)融雪型 火山泥流</p>	<p>融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速（時速 60km を超えることもある）で流下する現象である。</p> <p>積雪がある時期（積雪期）に限り発生する現象だが、発生した場合避難までの時間的猶予はない。</p>	

<p>(6)降灰</p>	<p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径2mm以下）を火山灰といい、降灰は、火山灰が地表に降下する現象である。</p> <p>降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立退く必要性は低いですが、火山灰を吸い込むと呼吸器系の疾患にかかりやすくなる等の健康被害が発生するおそれがある。</p> <p>降灰の規模や継続時間は、気象条件によって大きく変化するため、予測は困難である。</p>	
<p>(7)降灰後土石流</p>	<p>降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。</p> <p>降灰後だけでなく降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意が必要である</p>	
<p>(8)小さな噴石</p>	<p>直径が数 cm 程度で風の影響を受けて遠方まで流されて降る固形物を小さな噴石という。</p> <p>火口から 10km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。直径 10cm 程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険である。</p> <p>また、直径 10cm を超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。</p>	 <p>影響想定範囲</p> <p>小さな噴石の直径</p> <p>1cm 5cm</p> <p>国土地理院の白地図を使用</p>

本計画では、富士山が噴火した場合に、本市への影響が予想される火山活動に直接起因する現象のうち、溶岩流を対象とする（表2を参照）。

なお、降灰については、本計画の対象とはせず、避難の際の考慮についてのみ記述するものとする。

また、岩屑なだれ（山体崩壊）や水蒸気爆発、火山ガス、空振、火山性地震（地殻変動）、洪水氾濫、津波については、基本計画で対象外としているため、市計画においても対象外とする。同様に南海トラフ地震発生後に噴火するなどの連続災害についても対象外とする。

表2 本計画の対象とする噴火現象

火山活動に直接起因する現象	町での被害	本計画での対応
(1) 火口形成 (2) 大きな噴石 (3) 火砕流（火砕サージ）	・被害予想なし	対象外
(4) 溶岩流	・大規模噴火及び中規模噴火で市一部地域まで溶岩流到達の可能性あり	対象とする
(5) 融雪型火山泥流	・被害予想なし	対象外
(6) 降灰	・被害の可能性あり	避難の際に考慮する
(7) 降灰後土石流 (8) 小さな噴石	・被害予想なし	対象外

## 6 避難地域について

本計画では、噴火の規模や様態に応じて段階的に避難させる地域を拡大することを基本的な考え方とする。また本計画において前提とする噴火現象の規模、範囲は基本計画に基づき、新たなシミュレーション結果が発表された場合、その結果を踏まえて計画を修正する。

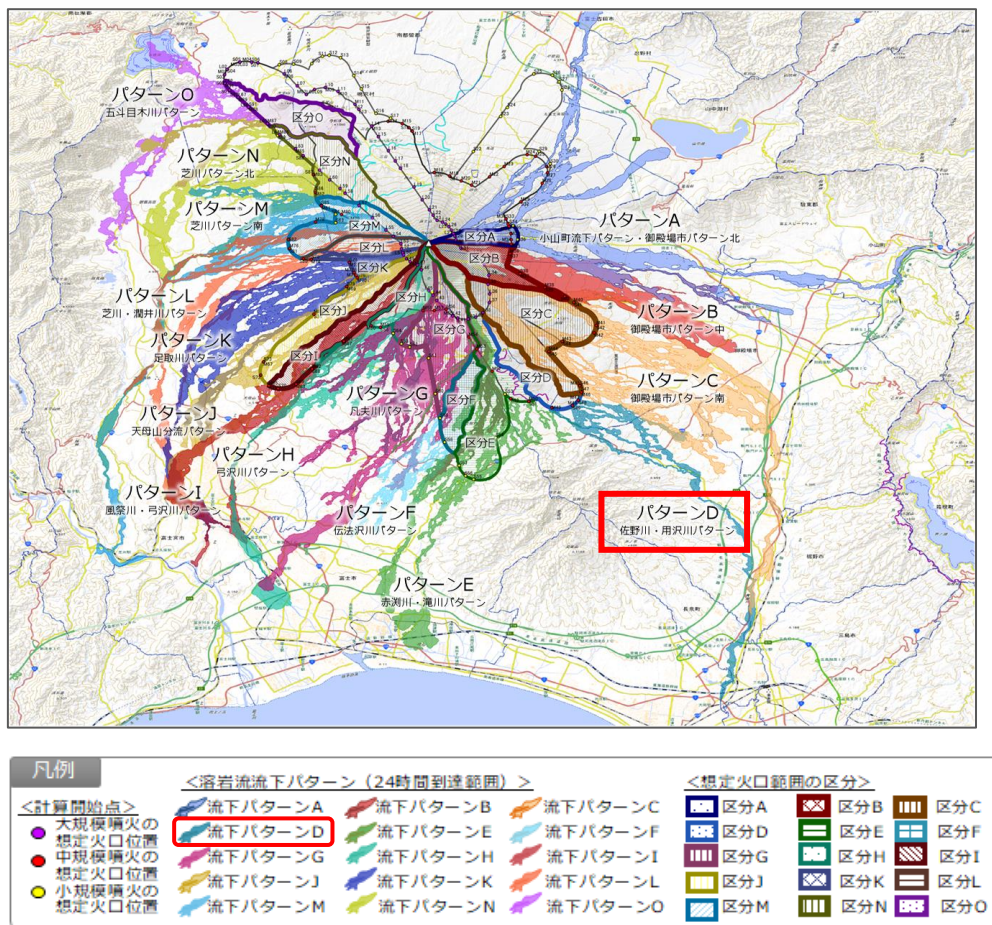
### 第2節 溶岩流流下パターン

噴火開始直後においては、正確な噴火口の位置を特定できず、その特定に時間を要する場合が想定される。概ね噴火口位置が示された場合においても、市の避難指示発令の迅速性を確保するため、県が、想定火口範囲の区分と分水嶺等の地形により、24時間以内の複数の溶岩流ドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」（図1）を作成した。流下パターンとパターン別に想定される噴火口の範囲を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにしている。

溶岩流によって本市への影響が想定されるのは、流下パターンはDにあたる。

本計画ではこの流下パターンD（24時間以内）における被害想定範囲を避難指示の対象区域とする。

図1 溶岩流の流下パターン及び想定火口範囲の区分と重ね合わせ図



### 第3節 避難対象エリアと噴火警戒レベル

#### 1 避難対象エリア

溶岩流は、火口から噴出した溶岩が重力によって地表を流下する現象であり、溶岩の物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。溶岩流の避難対象エリアは、噴火現象からの避難が必要な範囲として基本計画で定義されたものであり、図2、表3のとおり、第1次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの6つに区分している。

なお、本市の避難対象エリアは、第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアが想定されている。

図2 避難対象エリア

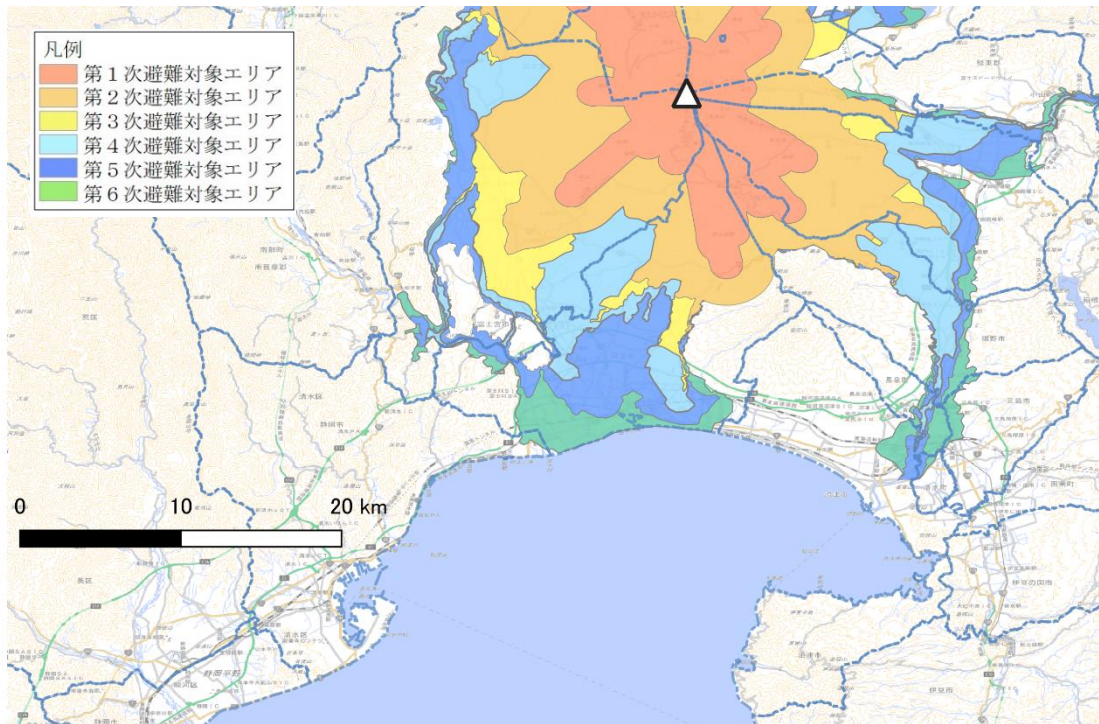


表3 避難対象エリアの凡例

避難対象エリア	噴火現象
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流、火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性がある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が最短で3～24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が24時間～7日以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（7日～最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

## 2 避難対象地区

市内への溶岩流の到達時間を考慮し、噴火後、速やかに避難行動を開始すべきエリアを第4次避難対象エリアとして、このエリア内に自治会区域が含まれる、門池地区の北小林、南小林、小林団地、南小林団地自治会及び大岡地区の上石田自治会を「避難対象地区」とする。

第5次避難対象エリア及び第6次避難対象エリアについては、噴火の状況が判明して、溶岩流の到達が見込まれる場合に、避難対象となる地区（自治会）を選定して対応する。

避難対象エリア外の市民に対しては適宜、噴火に関する情報及び自主的な分散避難について広報する。

避難対象地区については表4のとおりとする。

表4 避難対象地区

避難対象エリア区分	溶岩流到達想定時間	避難対象地区 (連合自治会・自治会)		世帯数	人数
第4次避難対象エリア	24時間以内に到達 (沼津市は18時間～24時間以内)	門池地区連合自治会	北小林自治会	474	1,009
			小林団地自治会		
			南小林自治会	1,486	3,218
		南小林団地自治会			
		大岡地区連合自治会	上石田自治会	1,092	2,476
合 計	2地区	5自治会	3,052	6,703	

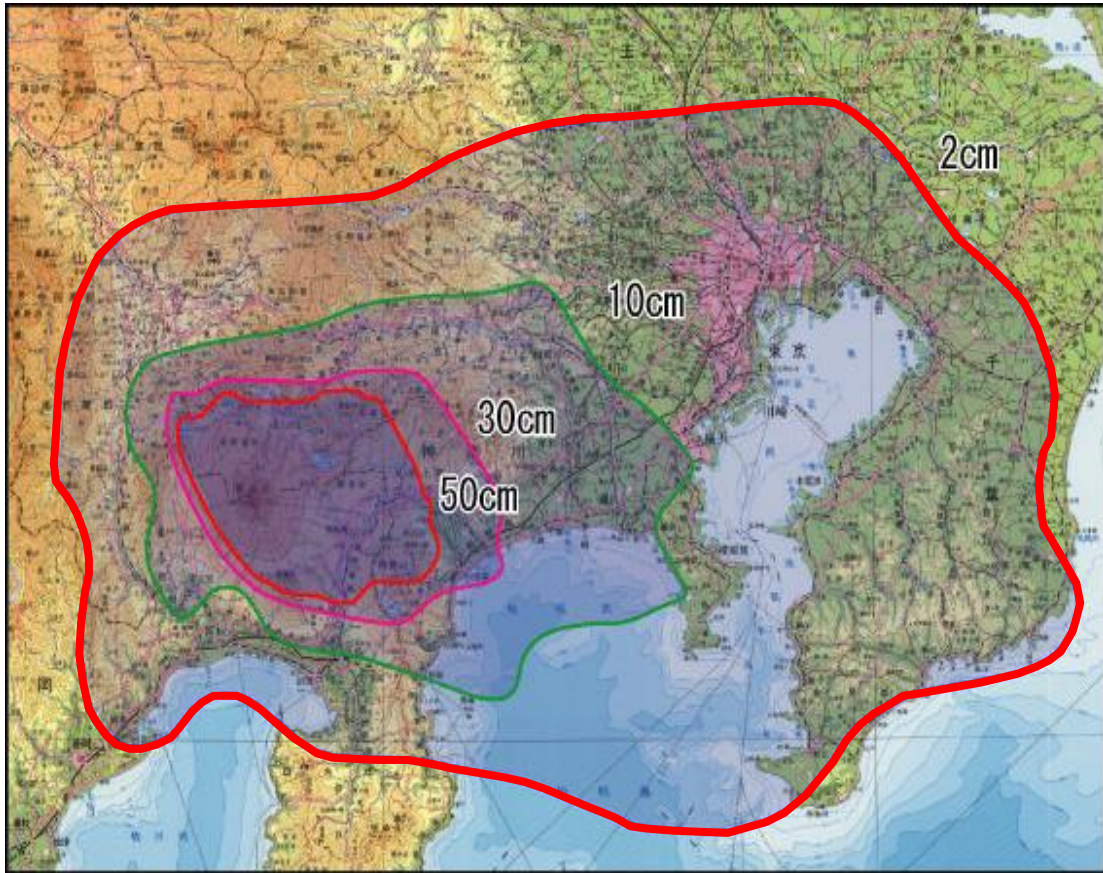
※世帯数。人数は令和3年現在。

### 3 降灰による被害想定

降灰の影響想定範囲は図3による。本市における降灰堆積深は2cm～10cmと予想されている。

噴火後には火山灰の降下が予想されるが、その影響範囲を事前に察知することは困難と考えられるため、避難対象エリアを設定しないが、降灰シミュレーション範囲を参考として屋内退避や屋内避難を行う等十分考慮した避難行動を行うこととする。大規模な降灰が生じ、停電、断水、物資の供給が困難であると判断された場合には、火山専門家の助言を受け、噴火の推移や社会的影響などから、避難対象エリアの設定を総合的に判断する。

図3 降灰の影響想定範囲



※ 宝永規模の噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合せた図（富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）から引用）

#### 4 富士山火山における噴火警戒レベル

気象庁は基本計画に基づき、火山活動の状況に応じて必要となる具体的な防災対応を「避難」、「高齢者等避難」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに注意」の5段階に区分している。

富士山を含め、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、気象庁が「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火警報・噴火予報に含めて発表する。

また、噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階においては、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、噴火警戒レベル2の発表はしないこととしている。噴火警戒レベルは表5のとおりである。

表5 富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)		火山活動の状況	住民等の行動及び入 山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生</li> <li>体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。</li> </ul>
			4	高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要  一部の地域では住民の避難が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される</li> <li>地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震増加地殻変動浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など火山活動の高まり</li> <li>火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等</li> </ul>
		火口周辺	2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活  火口周辺への立入規制等	【レベル2の発表】 火山活動が活発する過程では使用せず※1火山活動が低下する過程などにおいてレベル3～5から引き下げる段階で火山活動の状況に応じて発表する場合がある
予報	噴火予報	火口内等	1	活火山であることを留意	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	住民は希望により自主避難  状況に応じて登山者は下山	<ul style="list-style-type: none"> <li>明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる(火山の状況に関する解説情報(臨時)等※2を発表する)</li> </ul>
					火山活動は静穏	住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)</li> </ul>

レベル2はレベルを引き上げる段階では発表しない

#### 第4節 噴火シナリオ

平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、本計画に合わせた噴火シナリオを表6のとおり作成した。(次ページに掲載)

なお、本シナリオは、噴火レベルが徐々に引き上げられ噴火に至るケースを想定したものであるが、火山活動は一足飛びに高まることもあり、必ずしも順を追って噴火警戒レベルが上昇するとは限らない。

表6 噴火シナリオ

噴火警戒レベル	解説情報 (臨時)	レベル3	レベル4	レベル5	噴火後	
噴火までの 推移の一例	火山活動の異常～噴火開始前		噴火直前		噴火の発生～終息まで	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山性地震の震源が深部から浅部へ上昇</li> <li>マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>顕著な地殻変動と地震活動</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模噴火の発生</li> <li>大規模な溶岩流の流下</li> </ul>	
宝永噴火時の 推移 (歴史上唯一の参考例)	噴火前十数日		噴火前日	噴火前日～直前	15日間	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>山中で有感地震・鳴動の発生</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>山麓で有感地震が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有感地震が多発</li> <li>広域的な揺れが発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模噴火の発生</li> <li>小さな噴石や火山灰が広範囲に堆積</li> </ul>	
基本的な 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連絡体制</li> <li>避難所設置準備</li> <li>自主的な分散避難の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備本部（災害対策本部）設置</li> <li>入山規制</li> <li>警戒区域の設定</li> <li>避難所設置（状況に応じて順次拡大）</li> <li>自主的な分散避難の呼びかけ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置等</li> <li>噴火口位置、流下方向（溶岩流の有無）の特定</li> <li>溶岩流、融雪型火山泥流の流下方向により、必要な範囲に避難指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じ避難を解除</li> <li>土石流想定氾濫区域等</li> <li>降雨時警戒避難</li> <li>復興方針検討</li> </ul>	
社会情勢	報道の過熱 報道関係者が増加		応援部隊・ボランティアの活動本格化		地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生	
	物流の停滞・物資不足		通信の混乱・不確実な情報の増大（デマ情報等）		観光客等の減少	
避難対象エリア	解説情報 (臨時)	住民の避難対応			避難先	手段
第4次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な分散避難</li> <li>情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備</li> <li>情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備</li> <li>情報収集</li> </ul>	噴火発生 <ul style="list-style-type: none"> <li>避難（流下パターン）</li> <li>避難準備・情報収集</li> <li>避難準備・情報収集</li> </ul>	市内の指定避難所又は広域避難 ※噴火状況により決定	徒歩 自家用車 借上バス
第5次避難対象エリア		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備</li> <li>情報収集</li> </ul>			
第6次避難対象エリア		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備</li> <li>情報収集</li> </ul>			

※1 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

※2 レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

## 第2章 事前対策

### 第1節 防災体制

#### 1 市の体制

職員の配備体制は、表7のほか、本市の災害時の職員配備体制の基準による。

表7 職員の配備体制

噴火警戒レベル等の情報	市の体制
火山の状況に関する解説情報（臨時）	情報連絡体制
噴火警戒レベル3	事前配備体制
噴火警戒レベル4	災害警備本部体制（第1次配備体制）
噴火警戒レベル5	災害対策本部体制

#### 2 国の体制（合同会議）

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

市は、合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

### 第2節 避難のための事前対策

#### 1 避難対象エリアごとの避難開始時期

想定する災害が溶岩流の到達であることから、第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの全てにおいて、噴火後の避難開始とする。

表8 避難対象エリアごとの避難開始時期

避難対象エリア	避難開始時期	避難先	手段
第4次避難対象エリア	噴火後	市内の指定避難所	徒歩
第5次避難対象エリア		広域避難(市外)	自家用車
第6次避難対象エリア		※噴火の状況により決定	借上バス

## 2 避難対象エリアごとの避難情報等発令の基準

避難対象エリアごとに、火山活動の状況に応じて避難情報等を発令する。避難情報等の発令基準は表9のとおりとする。

表9 避難情報等の発令基準

発令時期	避難対象区域	避難情報等	避難対象者
噴火直後	第4次避難対象エリア	高齢者等避難	避難行動要支援者
		避難指示	溶岩流の影響の可能性がある地区の住民
噴火状況判明後	第5次避難対象エリア 第6次避難対象エリア	避難指示	(居住地に) 溶岩流の流下の可能性がある地区の住民

## 3 避難所の選定及び開設準備

第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリア外にある沼津市地域防災計画資料編10 避難地・避難所関係の「指定緊急避難場所一覧表」及び「指定避難所一覧表」から避難所となる施設を選定する。

避難住民の徒歩移動を考慮し、原則、第4次避難対象エリアから6次避難対象エリア近くにある対象施設から適宜開放する。ただし、施設の使用状況や避難住民の避難生活環境等を勘案し、必要がある場合にはこの限りではない。

避難所の開設に当たっては、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、開設準備に着手し、噴火発生後に避難を開始する避難者を受入れる避難所は、影響範囲を見極めた上で決定し、開設することとする。

また、噴火の規模により避難対象者数が市内の噴火影響範囲外にある避難所の受入れ可能人数を超過する場合、市外への広域避難を行う。

### 第3節 情報収集・伝達体制

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

富士山の噴火に関しては、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、市は、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報の収集及び伝達を行う。

## 1 火山に関する情報の収集と整理

富士山の噴火現象に関して収集する主な情報は表 10 のとおりとする。

表 10 火山に関する情報収集

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	気象庁
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表される情報	気象庁
火口位置情報	噴火が発生した際に、噴火口がどの位置に形成されたのかを示す情報	気象庁
流下パターン	気象庁からの火口位置情報を基に、どの範囲が溶岩流の流下先に当たるのかを判断し、避難指示発令に繋げるための情報	静岡県
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報で、活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省 中部地方整備局

## 2 情報伝達例文及び広報手段

市は、避難情報等を発令する場合は、表 11 に示す例文を参考にして、防災行政無線等による情報伝達を行う。

表 11 避難情報等の情報伝達例文

区分	情報伝達例文
解説情報（臨時） 発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日、気象庁から解説情報（臨時）が発表されました。</li> <li>・火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul>
「噴火警戒レベル3」 発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、富士山の噴火警戒レベルがレベル3に引き上げられました。</li> <li>・市民の皆さまは、引き続き火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。また、避難対象地域に関係なく、避難の必要性や身の危険を感じたら自主的な分散避難を行ってください。</li> </ul>
「噴火警戒レベル4」 発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、富士山の噴火警戒レベルがレベル4に引き上げられました。</li> <li>・第4次避難対象エリアの避難行動要支援者の方は、いつでも避難できるよう、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認等の避難準備を行ってください。</li> <li>・その他の皆さまは、今後の火山活動の状況や火山情報に十分注意してください。</li> </ul>
「噴火警戒レベル5」 発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、噴火警戒レベルがレベル5に引き上げられました。</li> <li>・第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの避難行動要支援者の方は、いつでも避難できるよう、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認等の避難準備を行ってください。</li> <li>・その他の皆さまは、今後の火山活動の状況や火山情報に十分注意してください。</li> </ul>
噴火直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほど、富士山で噴火が発生しました。</li> <li>・火口の位置によっては避難が必要となる場合がありますので、第4次避難対象エリアの皆さまは、今後の情報に注意してください。</li> <li>・第5次避難対象エリア及び第6次避難対象エリアの皆さまは、直ちに影響が及ぶことはありませんので、落ち着いて行動してください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日〇時〇〇分に、富士山噴火が発生しました。</li> <li>・本日〇時〇〇分をもって高齢者等避難を発表します。（しました。）</li> <li>・第4次避難対象エリアの避難行動要支援者の方は△△に避難してください。（【流下パターンに応じて】第4次避難対象エリアにお住まいの方は、△△に避難してください。）</li> <li>・対象自治会は、〇〇自治会、〇〇自治会、…です。</li> <li>・火口の位置によっては避難が必要となる場合がありますので、対象エリアにお住まいの方は、今後の情報に注意してください。</li> <li>・第5次避難対象エリアと第6次避難対象エリアの避難行動要支援者の方は、いつでも避難できるよう、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認等の避難準備を行ってください。</li> </ul>

### 3 各段階における情報伝達・広報項目

市が、各段階において情報伝達・広報を行う項目は表 12 のとおりとする。

表 12 情報伝達・広報項目

実施時期	項目
噴火警戒レベル 1 解説情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な分散避難※の呼びかけ</li> <li>・落ち着いた行動をとること、風評等に惑わされないこと、正しい情報の入手を心掛けること等</li> </ul>
噴火警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な分散避難の呼びかけ</li> <li>・落ち着いた行動をとること、風評等に惑わされないこと、正しい情報の入手を心掛けること等の呼びかけ</li> </ul>
噴火警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 次避難対象エリアの避難行動要支援者に対する避難準備の呼びかけ</li> <li>・一般住民に対し、落ち着いた行動をとること、風評等に惑わされないこと、正しい情報の入手を心掛けること等の呼びかけ</li> </ul>
噴火警戒レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 次避難対象エリアから第 6 次避難対象エリアの避難行動要支援者に対する避難準備の呼びかけ</li> <li>・一般住民に対し、落ち着いた行動をとること、風評等に惑わされないこと、正しい情報の入手を心掛けること等の呼びかけ</li> </ul>
噴火直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 次避難対象エリアの避難行動要支援者に対する避難指示の伝達</li> <li>・流下パターンに応じ、第 4 次避難対象エリアの住民に対する避難指示の伝達</li> <li>・第 5 次避難対象エリアから第 6 次避難対象エリアの避難行動要支援者に対する避難準備の呼びかけ</li> </ul>
噴火状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶岩流の流下の可能性がある第 4 次避難対象エリアから第 6 次避難対象エリアの住民に対し避難指示の伝達</li> <li>・市内全域への広報</li> <li>・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令）</li> <li>・火山活動の状況に応じ、影響外区域に対する避難指示の解除</li> <li>・噴火に伴う現象による被害の発生状況、道路不通箇所等</li> <li>・噴火現象の推移、被災地における各種応急活動、各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し、公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し、住民や事業者に対する支援事業等</li> <li>・避難者収容状況、災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法等</li> </ul>

※自主的な分散避難：親戚・知人宅等への避難

#### 4 情報伝達・広報手段

市は、表 13 に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ウェブサイト等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。また、国内外から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平常時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表 13 住民等への情報伝達・広報手段

防災行政無線	市HP（沼津市防災ポータルサイト）
広報車	SNS（LINE、X等）
緊急速報メール	ラジオ（コミュニティエフエム放送等）
市危機管理情報メール	Lアラート
電話、FAX、戸別訪問	各報道機関

#### 5 情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生する等、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、市は、県及び関係機関と共に、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

### 第4節 避難促進施設

#### 1 避難促進施設の指定

市は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号及び協議会の統一基準に基づき、対象となる施設を避難促進施設として指定し、沼津市地域防災計画に位置付ける。

#### 2 避難確保計画作成の支援

市は、避難促進施設に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定める等、避難確保計画の作成を求め、本計画と整合がとれるよう、協議や助言等の支援を行う。

#### 3 避難促進施設における避難対策

##### (1) 通院・通所型の施設

通院・通所型の施設においては、遅くとも地域ごとに定められた避難行動要支援者の避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

## (2) 入院・入所施設における避難対策

入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

また、突発的な噴火が発生した場合に備え、第5次、第6次避難対象エリアや更に外側に位置する施設を、中継点や一時的な転院先とすることを検討するほか、閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平常時から関係機関と協議、調整を行う。

## 第5節 在宅の避難行動要支援者への避難支援

在宅の避難行動要支援者は、避難指示が発令された場合速やかに避難を開始する。

市は、平常時において避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（自主防災会、福祉専門職等）と連携して避難支援体制の構築に努める。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、噴火警戒レベルが3に引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行い、避難の実施に当たっては、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により避難完了の確認等を行う。

なお、避難先で一般の避難住民と同一の避難環境での生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を検討するものとする。

## 第6節 学校・児童関連施設の避難対策

市内の全ての幼稚園、小中学校、高等学校等（以下、「学校・児童関連施設」という。）において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。各学校・児童関連施設は、平常時から保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法や、立地条件に応じた児童・生徒等の安全対策を検討する。検討すべき点は以下のとおり。

- (1) 避難に当たっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること
- (2) 当該学区内の今後の安全状況の見込み（そのまま自宅への帰宅可否等の情報）
- (3) 突発的な噴火発生により引き渡しが間に合わない際の緊急安全確保
- (4) 緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡体制）
- (5) 一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難先（避難するタイミング、避難時期）
- (6) 児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法
- (7) 授業等の再開の時期（当該施設が避難所に指定されている場合）
- (8) 引き渡し訓練の実施方法

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生してしまった場合は、市や県から出される

情報を確認し、速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。

このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう以下の事項に留意する。

- ・溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合、落ち着いて近隣の高台や流下方向に対して直交方向に避難すること
- ・溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保する
- ・屋外に出て溶岩流からの立退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保する
- ・降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避
- ・呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意する。

## 第7節 防災啓発と訓練

### 1 沼津市富士山火山防災マップの作成・配布

市は、噴火現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、噴火警報等の解説、噴火警戒レベルに応じた避難場所や避難経路、避難の方法、情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した沼津市富士山火山防災マップを作成し、全世帯に配布するほか、見方、使い方を説明する機会を設ける。

### 2 富士山火山防災に関する啓発

市は、県や静岡地方気象台と共に、防災講座等を通じて、住民自身が地域の特性を考慮し、円滑な避難を実現するために必要となる「徒歩避難」、同じく地域のスリム化を図るための「自主的な分散避難」や火山災害の不確実性を知るための「多種多様な噴火シナリオ」、噴火した場所ごとに避難対象を絞り込む「流下パターン」等、テーマを絞り込み、踏み込んだ周知啓発を行うことで市民の富士山火山に対する防災意識向上に努める。

### 3 学校での防災教育

市教育委員会は、教職員に対する火山防災に関する研修を行う。また、市は、県及び静岡地方気象台と連携、協力し、学校での出前講座の実施、副読本の作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

### 4 防災訓練

噴火発生時に避難等の防災対応を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、市や協議会、防災関係機関が住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認しておくことが重要である。

市は、協議会と共に図上訓練や住民の避難訓練等を通じて関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図るほか、本計画の内容や防災体制等の実効性を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

住民の避難訓練では、実際の噴火時等を想定し、避難に関わる住民等が参加できるよう、防災関係機関をはじめ、自主防災組織と連携を図る。

## **5 市民等の自主的な備蓄**

断水や道路障害による物流の停滞が生じるなどして、物資が不足する事態に備え、当面生活が維持できるよう、各家庭で1週間程度の飲料水、食料、携帯トイレの備蓄を推奨する。

社会福祉施設等においては、医薬品、食料品、飲料水等に加え、エアフィルターなどの空調関連物品の備蓄も必要となることを周知する。

### 第3章 避難対策

#### 第1節 避難の基本的な考え方

##### 1 避難先

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第3章第2節第8項「広域避難」を踏まえ、避難先は市内の避難所への避難を基本として、溶岩流の流下方向や流出規模等の状況によっては、市外への広域避難を検討し、実施する。

##### 2 考慮すべき事項

- (1) 沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第3章第2節第5項「避難行動要支援者の避難」を踏まえ、避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、早めの避難開始について考慮する。
- (2) 避難の際には降灰の規模についても考慮し、避難に支障を生ずることが見込まれた場合、原則として自宅若しくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物への屋内退避を促し、その後、溶岩流の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況など様々な要件を総合的に判断して、避難を実施する。

#### 第2節 避難指示の発令

##### 1 発令時期

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第3章第2節第1項「避難指示の発令」を踏まえ、避難対象地区については噴火後に、溶岩流の流下方向及び到達時刻等の情報を収集し、溶岩流が到達する可能性があるとは判断した場合は、速やかに避難指示を発令する。

なお、避難対象地区が設定されていない第5次避難対象エリアと第6次避難対象エリアについては、溶岩流の流下の状況を踏まえて、避難指示の発令を判断する。

表 14 避難対象地区における避難指示の発令時期等

避難対象地区 (連合自治会・自治会)		発令時期	避難情報	避難指示の主な内容
門池地区 連合自治 会	北小林自治会	噴火後、溶岩 流が到達す る可能性が あると判断 した場合	高齢者等避難	避難指示の主旨
	南小林自治会			避難指示が出された自治会名
	小林団地自治会		避難指示	避難所名（避難先）
	南小林団地自治会			避難経路及び誘導方法
大岡地区 連合自治 会	上石田自治会			

### 第3節 避難所の開設及び避難誘導

#### 1 避難所（避難先）

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第2章第3節第1項「避難場所及び避難所」及び第3章第3節第5項第1号「市内避難」を踏まえ、避難対象地区の市内における避難先は、避難対象エリア外の地区の避難所から選定するものとし、避難対象地区が設定されていない第5次避難対象エリアと第6次避難対象エリアの避難先についても同様として、避難開始時期及び避難対象地区は溶岩流の流下の状況を踏まえて判断する。

表 15 避難対象地区の避難先となる避難所名

避難対象地区 (連合自治会・自治会)		世帯数	人数	うち、避難行動要 支援者数	避難先
門池地区 連合自治会	北小林自治会	474	1,009	10	溶岩流の流加の状況を踏 まえ、避難対象エリア外 の地区の避難所から選定 する。
	小林団地自治会				
	南小林自治会	1,486	3,218	23	
	南小林団地自治会				
大岡地区 連合自治会	上石田自治会	1,092	2,476	23	
合 計		3,052	6,703	56	

※世帯数等は令和3年現在

#### 2 避難所の開設

避難所の開設は、避難先となる避難地の配備職員が、施設管理者及び避難を実施する自主防災会とともにを行い、避難者名簿を作成し避難者を把握する。

#### 3 避難誘導

円滑な避難実施のため、避難所開設に当たらない避難地配備職員等を動員し、警察、消防等と協力して避難誘導を行う。

#### 4 駐車場の確保

避難の際には多数の車両が避難所の駐車スペースに殺到するおそれがあるため、避難に使用する車両の削減方法を検討するとともに、必要に応じてその他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討するなど、駐車スペースの確保に努める。

## 5 福祉避難所の開設

避難所への避難者のうち、福祉避難所への移動を希望する者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断した場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

### 第4節 避難手段及び避難経路

#### 1 避難手段

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第3章第3節第5項第2号「避難方法」を踏まえ、避難手段は徒歩及び自家用車等による避難を基本とするものの、深刻な渋滞の発生による逃げ遅れが懸念されることから、避難に使用する車両の台数を極力減らすよう周知に努める。なお、自家用車等がなく、徒歩での避難が困難な避難者に対応するため、自家用車の相乗り等、共助による車両避難の周知に努めるとともに、県や周辺市町と連携し、輸送力の確保に努める。

広域避難となった場合の避難手段は、原則として自家用車（相乗り含む）等による自力避難とする。

#### 2 避難経路

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第2章第3節第2項「避難経路」を踏まえ、国土交通省から提供されるリアルタイムハザードマップ等で溶岩流の流下の状況を確認し、迅速かつ安全に避難できる避難経路を設定する。

### 第5節 災害対策基本法に基づく警戒区域

#### 1 警戒区域の設定

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第3章第2節第2項「警戒区域の設定」により実施するものとし、国土交通省から提供されるリアルタイムハザードマップ等で溶岩流の流下の状況を確認しつつ、道路、地形等を考慮して設定するとともに、警戒区域の設定について適切に情報提供を行う。

#### 2 警戒区域内の防犯対策

警戒区域内での犯罪の発生を抑止し、地域の安全、避難者の安心を確保するため、警察消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう、警戒活動を行う。

## 第6節 交通規制

### 1 道路交通規制

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第3章第5節第1項「一般道路の交通規制」及び第2項「高速道路等の交通規制」により実施するものとし、避難対象区域からの円滑な避難誘導及び警戒区域への立ち入りを制限するため、交通整理及び通行禁止等の措置を講じるとともに、交通規制等の実施について適切に情報提供を行う。

## 第7節 避難路等の堆積物の除去

### 1 除灰等に係る対応

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第3章第7節「広域避難路の降灰等」により実施するものとし、気象庁から発表される降灰予報等を参考として、除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討し、避難路の通行に支障が生じる恐れがある場合は、避難路の作業の安全性を確保した上で、速やかに除灰作業を実施する。この際、他の道路管理者(国・県)及び自衛隊等との作業協力についても留意する。

## 第8節 広域避難

### 1 広域避難の判断・実施

沼津市地域防災計画富士山火山災害対策編第3章第2節第8項「広域避難」を踏まえ、溶岩流の影響範囲が拡大し、市内での安全な避難所等の確保及び避難者の収容が困難であると判断した場合、県と広域避難について協議して実施する。

受入市町の決定後、県及び受入市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、調整された市町以外の県内市町及び近隣県(山梨県及び神奈川県を想定)への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請するとともに、この範囲を超えて避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請するものとする。

### 2 避難先の受入れ準備

広域避難の実施を判断し避難者の受入先市町が決定したのち、直ちに市職員(避難対象区域外の避難地配備職員等)を受入先市町に派遣し、受入先市町の指示に従い避難所の開設準備を行う。

### 3 避難手段

広域避難の際の避難手段は原則自家用車とする。ただし、可能な限り避難車両台数を抑制するため、噴火状況に応じて市内に一時集結地を設け、手配した車両により避難することも検討する。

#### 4 避難経路

富士山火山防災対策協議会において指定した広域避難路を使用する。各避難所から広域避難路へ至る避難路は、各道路管理者と協議のうえ決定する。

広域避難路には、途中、第一目的地としての避難経由所を必要に応じて設置し、避難者に避難所を案内する。避難経由所には、避難先の事情に詳しい避難受入先市町職員の派遣を求めたうえで、市職員（主に避難対象区域外の避難地配備職員）を配置し、共に運営にあたる。

なお、避難経由所の具体的な所在地や施設名等については、県及び避難先の市町と協議のうえ決定する。

## 第4章 避難後の対応

### 第1節 避難所の運営

沼津市地域防災計画共通対策編第3章第7節第4項「避難所の開設・運営等」を踏まえ、避難所の運営は、原則として避難元の自主防災会等が主体となって行う。

また避難初期において運営体制が整わない場合は、市職員（避難地配備職員）が、地域防災計画や避難所運営マニュアル等により、円滑な避難所運営ができるよう支援する。

### 第2節 避難所の移転

噴火の状況やリアルタイムハザードマップ等での予測により、開設した避難所に溶岩流が到達する可能性が生じた場合には、溶岩流が到達しないと見込まれる、市内の他の避難所を新たな避難先として開設する。その際の避難経路は、各道路管理者と協議して決定する。

### 第3節 避難の長期化に備えた対策

#### 1 避難者の健康管理

保健師や DWAT、福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回などで避難者の健康状態を把握し、必要な支援を実施する。

#### 2 一時帰宅措置の検討

噴火活動が小康期に入ったと判断される場合には、避難者の一時帰宅を検討する。

一時帰宅措置を実施する場合には、一時帰宅を希望する避難者を募集して名簿を作成して連絡先を確認し、緊急時において避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

なお、一時帰宅する際の移動については、事前に警察、消防、自衛隊に協力を要請するとともに、各道路管理者と調整し、市職員（避難地配備職員等）による誘導など、必要な安全対策を講ずる。

#### 3 宿泊施設等への避難の検討

避難生活が長期化することが見込まれる場合には、指定した避難所に加えてホテルや旅館等の活用を検討し、避難者の負担軽減を図るよう努める。

### 第4節 被災者への住宅供給

#### 1 基本的な考え方

沼津市地域防災計画共通対策編第3章第12節第3項「応急住宅の確保」を踏まえ、避難が長期間に及んだ場合及び自宅への居住が困難となった避難者に応急的な住宅の供給を検討する。

## 2 噴火発生後（被災後）の対応

### (1) 応急的な住宅供給

自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、応急仮設住宅を建設するほか、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。

### (2) 長期的な住宅供給

噴火が終息し、仮設住宅を撤去する段階においても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給による住宅確保を行う。また、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

併せて、住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

## 第5節 警戒区域・避難指示の解除等

### 1 警戒区域等の縮小または解除

噴火状況を踏まえ、警戒区域等の縮小または解除を判断、決定するに当たっては、富士山火山防災対策協議会の合同会議において関係機関と協議して決定する。また、警戒区域を縮小または解除について適切に情報提供を行う。

### 2 避難指示等の解除

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向及び流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い区域における避難指示の解除を検討する。

また、避難指示を判断、決定するに当たっては、富士山火山防災対策協議会の合同会議において関係機関と協議して決定する。

併せて、避難指示を解除することについて適切に情報提供を行うとともに、帰宅に先立ち、避難対象区域ごとに帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成し、住民等を対象とした説明会等を開催して周知する。